

令和2年12月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 関原麻由

令和2年( )第211号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結の日 令和2年12月2日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1

被 告

同代表者代表取締役

主

長 岡 健 太 郎

アイフル株式会社

福 田 光 秀

文

- 1 被告は、原告に対し、75万8206円及びうち75万5244円に対する令和元年8月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

原告と貸金業者である被告との間で締結した継続的な金銭消費貸借契約に基づき、原告は、別紙利息計算書記載のとおり、平成13年2月23日から令和元年8月23日までの間、借入と返済を繰り返したが、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）所定の制限利率に従って計算すると、被告が不当に利益を得ており、かつ、悪意の受益者であるとして、原告は、不

当利得返還請求権に基づき、被告に対し、過払金元金75万5244円及び令和元年8月23日までの過払金利息残額2962円とその翌日以降の過払金元金に対する年5分の割合による利息の支払を求める。

## 2 主な争点

### (1) 原・被告間の和解契約の効力について

#### (被告の主張)

原・被告間で和解契約が成立しているから、原告が過払金返還請求を行うことは同契約の効力により認められない。

#### (原告の抗弁)

原・被告間の和解契約は、その前提事実に錯誤があるから、要素の錯誤により無効である。

### (2) 期限の利益喪失後の適用利率について

#### (被告の予備的主張①)

原告は、平成13年3月26日の支払期限にその支払を怠って期限の利益を喪失したから、その翌日以降は損害金の利率で計算すべきである。

#### (被告の予備的主張②)

上記予備的主張①が認められないとしても、分割金の支払を遅延した日数分の利息については、利息制限法所定の損害金の利率で計算すべきである。

#### (原告の主張)

被告は、原告に対し、期限の利益を喪失し遅延損害金が生じている旨の通知をせず、残額の一括請求もしていないから、過去に遡って期限の利益を主張することは信義則に反する。

### (3) 被告は悪意の受益者に当たるか

## 第3 争点に対する判断

### 1 証拠及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。

(1) 原告と被告は、別紙利息計算書の年月日欄、借入金額欄及び返済額欄記載のとおり借入と返済を繰り返した（以下「本件取引」という。）。（争いが  
ない）

(2) 原告と被告は、平成30年7月18日付けで、次の内容の和解契約（以下  
「本件契約」という。）を締結した。

残債務額合計79万7844円（内訳：残元金17万1523円、遅延損  
害金62万6321円）を和解金とし、残元金に対して年18パーセントの  
利息を付して毎月2万円ずつ分割して支払う。（争いがない）

(3) 本件取引の平成30年7月17日時点で、利息制限法所定の制限利率で引  
き直し計算をすると、残債務額合計7万5122円（内訳：残元金2万86  
32円、利息4万6490円）である。（弁論の全趣旨）。

## 2 争点(1)について

(1) 上記認定事実に加え、本件契約は、被告が原告に対し、本件取引の最終返  
済日からおよそ13年経過後に、法的手段をとることをほのめかした返済通  
告書を送付したため、原告が被告担当者との電話連絡を経て締結に至ったこ  
とが認められる（甲8）。また、本件契約の締結に際しては、被告による取  
引履歴の開示もなく、利息制限法を超える約定利率に関する説明などもない  
ままに、被告から送付された約定利率による残債務額を和解金とする書面  
に、原告が署名して被告に送り返した経緯が認められる。（弁論の全趣旨）

(2) 以上の認定事実によれば、本件契約の時点でその契約内容と利息制限法所  
定の制限利率による再計算結果が大きく乖離していることは明らかであり、  
原告が、和解の前提事実としてそのことを知っていたら、和解の合意には至  
らなかったものといえる。したがって、本件契約締結に際し、原告はこの前  
提事実を誤信していたものといえることができ、この前提事実は和解の要素と  
いえるから、民法95条により本件契約は無効であると解するのが相当であ  
る。

### 3 争点(2)について

(1) 証拠（甲1, 7）及び弁論の全趣旨によれば、本件取引に係る金銭消費貸借基本契約には期限の利益喪失約款が存在し、原告は、平成13年3月26日の支払を怠り、期限の利益を喪失したことが認められる。そうすると、原告が1回でも約定支払期日を徒過すれば、その後は、完済まで遅延損害金の請求を受けることとなるはずである。

(2) しかしながら、証拠（甲1）によると、被告は、本件取引を通じて、遅延した日数分についてのみ遅延損害金の利率を適用しているに過ぎず、原告が分割金を返済すればその都度約定利率を復活させていることが認められる。そうすると、被告は、仮に約定支払期日に支払を遅延することがあっても、期限の利益喪失約款の適用を排除するか、あるいは、その後の分割金の支払により期限の利益を再度付与するような行為をしたものとみることができる。しかも、被告は、原告に対し、期限の利益を喪失して遅延損害金が発生したことや残額を一括請求する旨の通知をした事実は認められず、この認定を覆すに足りる証拠はない。

(3) 以上によれば、被告は、原告に対し、期限の利益を喪失していないとの誤信を生じさせた行為をしたものと評価することができ、被告においてその誤信を解消したと認めるに足りる証拠はない。それにもかかわらず、原告から過払金を請求されるや、期限の利益喪失を主張することは、信義則に反し許されないというべきである。したがって、被告の主張を採用することはできず、本件取引においては、すべて利息制限法所定の通常利率を適用するのが相当である。

### 4 争点(3)について

証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によると、貸金業者である被告は、原告との間で利息制限法を超える利率による金銭消費貸借契約を締結して原告から制限利率を超過する利息を受け取っていたことが認められる。このように、原告が

ら被告に対し、制限超過利息が支払われた場合、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律43条1項の適用が認められない場合には、被告が同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる特段の事情がない限り、被告は、法律上の原因がないことを知りながら過払金を受領した悪意の受益者であると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決参照）。

被告は、上記特段の事情について主張立証せず、その他特段の事情があるとするだけの事情も認められない。したがって、被告は悪意の受益者であるといえる。

- 5 以上の事実をもとに判断すると、原告の請求は理由がある。なお、仮執行免脱の宣言は、相当でないからこれを付さない。

尼崎簡易裁判所

裁 判 官 松 本 尚 嘉

利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		利率	利率制限	直	計		元入金	過払い利息計算		残元金 (-)は過払い残元金
				自	至				利息	繰上利息等(累計)		元入金金額	利率5%, 円未満切り捨て	
1	H13.2.23	200,000												200,000
2	H13.3.27		10,000	H13.2.24	~	H13.3.27	32	18.00%	3,156		6,844			193,156
3	H13.3.31	4,000		H13.3.28	~	H13.3.31	4	18.00%	381	381				197,156
4	H13.5.1		10,000	H13.4.1	~	H13.5.1	31	18.00%	3,014		6,605			190,551
5	H13.5.1	5,000		H13.5.2	~	H13.5.1		18.00%						195,551
6	H13.6.2		8,945	H13.5.2	~	H13.6.2	32	18.00%	3,085		5,860			189,691
7	H13.6.2	4,000		H13.6.3	~	H13.6.2		18.00%						193,691
8	H13.6.27		7,843	H13.6.3	~	H13.6.27	25	18.00%	2,387		5,456			188,235
9	H13.6.27	4,000		H13.6.28	~	H13.6.27		18.00%						192,235
10	H13.8.3		10,000	H13.6.28	~	H13.8.3	37	18.00%	3,507		6,493			185,742
11	H13.8.8	4,000		H13.8.4	~	H13.8.8	5	18.00%	457	457				189,742
12	H13.9.17		7,000	H13.8.9	~	H13.9.17	40	18.00%	3,742		2,801			186,941
13	H13.10.28		11,000	H13.9.18	~	H13.10.28	41	18.00%	3,779		7,221			179,720
14	H13.12.13		11,022	H13.10.29	~	H13.12.13	46	18.00%	4,076		6,946			172,774
15	H14.1.18		10,000	H13.12.14	~	H14.1.18	36	18.00%	3,067		6,933			165,841
16	H14.2.18		8,473	H14.1.19	~	H14.2.18	31	18.00%	2,535		5,938			159,903
17	H14.3.24		8,813	H14.2.19	~	H14.3.24	34	18.00%	2,681		6,132			153,771
18	H14.4.18		7,433	H14.3.25	~	H14.4.18	25	18.00%	1,895		5,538			148,233
19	H14.5.20		8,324	H14.4.19	~	H14.5.20	32	18.00%	2,339		5,985			142,248
20	H14.5.29	28,000		H14.5.21	~	H14.5.29	9	18.00%	631	631				170,248
21	H14.6.20		8,576	H14.5.30	~	H14.6.20	22	18.00%	1,847		6,098			164,150
22	H14.6.20	4,000		H14.6.21	~	H14.6.20		18.00%						168,150
23	H14.7.22		8,936	H14.6.21	~	H14.7.22	32	18.00%	2,653		6,283			161,867
24	H14.7.24	4,000		H14.7.23	~	H14.7.24	2	18.00%	159	159				165,867
25	H14.8.22		8,774	H14.7.25	~	H14.8.22	29	18.00%	2,372		6,243			159,624
26	H14.8.25	4,000		H14.8.23	~	H14.8.25	3	18.00%	236	236				163,624
27	H14.9.24		9,089	H14.8.26	~	H14.9.24	30	18.00%	2,420		6,433			157,191
28	H14.9.24	4,000		H14.9.25	~	H14.9.24		18.00%						161,191
29	H14.10.25		10,000	H14.9.25	~	H14.10.25	31	18.00%	2,464		7,536			153,655
30	H14.10.25	5,000		H14.10.26	~	H14.10.25		18.00%						158,655
31	H14.11.29		9,421	H14.10.26	~	H14.11.29	35	18.00%	2,738		6,683			151,972
32	H14.11.29	4,000		H14.11.30	~	H14.11.29		18.00%						155,972
33	H14.12.29		8,628	H14.11.30	~	H14.12.29	30	18.00%	2,307		6,321			149,651
34	H14.12.29	4,000		H14.12.30	~	H14.12.29		18.00%						153,651
35	H15.2.1		10,000	H14.12.30	~	H15.2.1	34	18.00%	2,576		7,424			146,227
36	H15.2.1		200	H15.2.2	~	H15.2.1		18.00%			200			146,027

利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		期間	周年に該 際する日 数	利率制限 法利率	利息	繰越利息 等(累計)	算		過払い利息計算		残元金 (-)は過払 い残元金
				自	至						元金入金 額	利息	利率5%,円未満切り捨て 利息	初日利息利息累計 元金入金額	
37	H15.2.1	5,000		H15.2.2	~	H15.2.1		18.00%							151,027
38	H15.3.5		8,951	H15.2.2	~	H15.3.5	32	18.00%	2,383		6,568				144,459
39	H15.3.5	4,000		H15.3.6	~	H15.3.5		18.00%							148,459
40	H15.4.5		5,000	H15.3.6	~	H15.4.5	31	18.00%	2,269		2,731				145,728
41	H15.5.13		5,000	H15.4.6	~	H15.5.13	38	18.00%	2,730		2,270				143,458
42	H15.5.13		1,010	H15.5.14	~	H15.5.13		18.00%			1,010				142,448
43	H15.6.13		5,000	H15.5.14	~	H15.6.13	31	18.00%	2,177		2,823				139,625
44	H15.8.15		10,001	H15.6.14	~	H15.8.15	63	18.00%	4,337		5,664				133,961
45	H15.10.15		10,000	H15.8.16	~	H15.10.15	61	18.00%	4,029		5,971				127,990
46	H15.12.12		9,200	H15.10.16	~	H15.12.12	58	18.00%	3,660		5,540				122,450
47	H16.1.12		10,000	H15.12.13	~	H16.1.12	31	18.00%	1,869		8,131				114,319
48	H16.2.11		10,000	H16.1.13	~	H16.2.11	30	18.00%	1,686		8,314				106,005
49	H16.3.29		11,000	H16.2.12	~	H16.3.29	47	18.00%	2,450		8,550				97,455
50	H16.6.4		5,000	H16.3.30	~	H16.6.4	67	18.00%	3,211		1,789				95,666
51	H16.6.17		7,000	H16.6.5	~	H16.6.17	13	18.00%	611		6,389				89,277
52	H16.8.7		8,000	H16.6.18	~	H16.8.7	51	18.00%	2,239		5,761				83,516
53	H16.9.15		6,000	H16.8.8	~	H16.9.15	39	18.00%	1,601		4,399				79,117
54	H16.10.22		9,279	H16.9.16	~	H16.10.22	37	18.00%	1,439		7,840				71,277
55	H16.11.16		7,452	H16.10.23	~	H16.11.16	25	18.00%	876		6,576				64,701
56	H17.1.8		9,000	H16.11.17	~	H17.1.8	53	18.00%	1,687		7,313				57,388
57	H17.3.14		10,000	H17.1.19	~	H17.3.14	65	18.00%	1,839		8,161				49,227
58	H17.5.17		9,000	H17.3.15	~	H17.5.17	64	18.00%	1,553		7,447				41,780
59	H17.7.19		10,000	H17.5.18	~	H17.7.19	63	18.00%	1,298		8,702				33,078
60	H17.8.22		5,000	H17.7.20	~	H17.8.22	34	18.00%	554		4,446				28,632
61	H30.7.17		20,000	H17.8.23	~	H30.7.17	4,712	1,098	3,614	66,490	46,490				28,632
62	H30.7.18			H30.7.18	~	H30.7.18	1	18.00%	14	46,504					28,632
63	H30.8.3		20,000	H30.7.19	~	H30.8.3	16	18.00%	225	26,729					28,632
64	H30.9.3		20,000	H30.8.4	~	H30.9.3	31	18.00%	437	7,166					28,632
65	H30.10.5		20,000	H30.9.4	~	H30.10.5	32	18.00%	451		12,383				16,249
66	H30.11.7		20,000	H30.10.6	~	H30.11.7	33	18.00%	264		19,736				-3,487
67	H30.12.5		20,000	H30.11.8	~	H30.12.5	28				20,000		-13.37		-23,487
68	H31.1.9		20,000	H30.12.6	~	H31.1.9	35				20,000		-112.61		-43,487
69	H31.2.15		20,000	H31.1.10	~	H31.2.15	37				20,000		-220.41		-63,487
70	H31.4.25		40,000	H31.2.16	~	H31.4.25	69				40,000		-600.08		-103,487
71	R1.6.28		20,000	H31.4.26	~	R1.6.28	64				20,000		-907.28		-123,487
72	R1.7.16		20,000	R1.6.29	~	R1.7.16	18				20,000		-304.49		-143,487

利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		制限法		直計算		過払い利息計算		残元金 (-)は過払い残元金
				自	至	期間	間毎に該当する日数	毎年に該当する日数	利息制限法利率	利息	繰越利息等(累計)	
73	R1.8.1		20,000	R1.7.17	~ R1.8.1	16	16			20,000	利息 -314.49	-163,487
74	R1.8.23		591,757	R1.8.2	~ R1.8.23	22	22			591,757	利息 -492.70	-755,244

2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

これは 正本 である。

令和2年12月23日

尼崎簡易裁判所民事1係

裁判所書記官 関原 麻由